

代表的なQ & A

	質問	回答
①	どのようなときに映像を確認するのか。	24時間録画はしていますが、事件等が発生した場合、法に基づいた捜査（例：刑事訴訟法第197条第2項）等に限って録画された映像を確認します。 なお、録画された映像は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、厳格に管理します。
②	誰に対して映像を提供するのか。	警察などの公的機関又は弁護士にのみ提供します。 近隣の方や自治会等に映像を提供することは一切ありません。
③	なぜ防犯カメラを設置するのか。	同規模自治体と比較して、豊橋市が犯罪発生件数の多いという訳ではありませんが、住宅対象侵入盗や車上ねらいなどの窃盗や不審者などが、市内でも発生しているため、より安心して生活できるように、犯罪発生抑止のために防犯カメラを設置します。
④	どこに防犯カメラが付いているかわかるような一覧（地図）はあるか。	悪用を避けるため、公表はしていません。 ただ、設置している箇所には、「防犯カメラ作動中」や「防犯カメラ設置推進地区」といったプレートを設置し、できるだけ目立つようにしています。
⑤	自宅に防犯カメラを設置してもらうことはできるか。 また、個人的に購入する防犯カメラへの補助金の制度はあるか。	個人宅への設置はおこなっていません。 また、防犯カメラ購入に対する補助金制度もございません。
⑥	自身の敷地内で、いたずらされた跡が見つかったので、映像を確認したいが、見ることはできるのか。	できません。警察などによる法に基づいた捜査等でない限り、映像の提供はできないため、まずは警察にご相談ください。

広報とよはし令和6年5月号掲載記事

持続可能で暮らしやすい「都市空間づくり」

総合的な防犯対策の推進

地域の防犯力を向上させるため、1年あたり250台の防犯カメラを設置し、4年間で1,000台の設置を目指します。また、日常生活で防犯の視点を持ちながら行動する「ながら防犯」活動を推進します。

